特定非営利活動法人放射線安全フォーラム　入会金・会費細則

第 1 条

本細則は特定非営利活動法人放射線安全フォーラム（以下 RSF という）定款第 8 条に定める入会金・会費に関する金額などを規定するものである。

第 2 条

RSF の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 入会金　正会員　　個人０円　団体０円
　　賛助会員　個人０円　団体０円
　　名誉会員　個人０円　団体０円

(2) 年会費　正会員　　個人　５，０００円
　　団体　１口２０，０００円
　　（当法人が実施する催し物に関し、１口あたり１名まで会員と同等の参加資格を付与する）
　　賛助会員　個人　１０，０００円
　　団体　１口５０，０００円
　　（当法人が実施する催し物に関し、１口あたり３名まで会員と同等の参加資格を付与する）
　　名誉会員　個人０円　団体０円
　　顧問　　個人０円

＊正会員のうちは下記の会員については、年会費を免除する。ただし会員としての議決権は付与しない。

ア　学生（社会人学生は除く）

イ　招待会員
（年会費の免除は上半期（4 月～9 月まで）に入会した招待会員を当該年度までとし、下半期（10 月～3 月まで）に入会した招待会員を次年度までとする。）

令和 5 年 11 月 15 日制定